

令和8年度高校生に対する県内企業PRイベント等開催業務に係る 企画提案募集要項

1 趣旨

この要項は、青森県（以下「県」という。）が令和8年度高校生に対する県内企業PRイベント等開催業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託先候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務名

令和8年度高校生に対する県内企業PRイベント等開催業務

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月18日（木）まで

4 委託経費上限額

22,866千円（消費税及び地方消費税額相当額を含む。）

なお、実際の契約金額は委託先候補者選定後に、見積書を徴取して決定する。

5 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

※令和8年度高校生向け県内企業PRイベント等実施予定は別紙のとおり

6 企画提案応募資格

応募時点で、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 法人格を有しており、本業務を適正に実施するための組織体制、事業規模を有し、県と十分な意思疎通がとれる者であること。
- (2) 本業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 青森県発注の契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 県民税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法又は民事再生法等による手続きを行っている者でないこと。
- (7) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。

7 応募方法

応募する者は、下記の提出書類を期限までに所定の方法で提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案提出書（様式1及び付表）
- イ 企画提案書（様式2）
- ウ 経費積算書（様式3）

上記4「委託経費上限額」に示す金額以内（消費税及び地方消費税相当額を含めた金額を記載）で見積もり、積算内訳（単価、数量）がわかるように作成すること。

なお、別添仕様書3（3）のイベントの開催に係る経費として、次の経費を見込むこと。

- ・会場費及び会場設営費（各ブースへの電源配線、机・椅子・パーテーション設置を含む。）として、247万円程度（消費税及び地方消費税を除く）。
- ・バス借上料及びバスに乗車する生徒等を被保険者とする傷害保険料として、87万円程度（消費税及び地方消費税を除く）。

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類

オ 事業者・団体の概要がわかるもの

会社案内・パンフレット等、応募者の概要や事業実績がわかる資料

カ 会社については商業登記簿の写し、各種法人や各種組合については登記簿の写し

キ 個人情報取扱いに関する方針、規程等

ク 危機管理体制に関する方針、規程等

（2）提出期限

企画提案書等 令和8年3月23日（月）17時必着

（3）提出部数

企画提案書等 5部（正本1部、副本4部）

（4）提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は、平日の9時から17時までとする。

なお、電子メールやFAXによる提出は認めない。

（5）提出先

下記の「12 問合せ・応募書類提出先」へ提出すること。

（6）留意事項

ア 提案は1者につき1提案とする。

イ 提出された企画提案書は、委託先候補者の選定の審査にのみ使用する。

ウ 企画提案書等の提出に必要な費用は提出者の負担とする。

エ 提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書の提出後にその内容を変更することはできない。

オ 提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

カ 提出された書類は、原則として県に対する情報公開の対象文書となる。

キ 提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式・A4判）を提出すること。

ク 本企画提案は、本事業に係る県予算案が成立しない場合は中止とするが、この場合において当該応募に係る経費については、一切補償しない。

8 審査方法

- (1) 企画提案された内容について書類審査を実施する。
- (2) 審査対象は事前に提出された資料についてのみとし、追加資料の提出は認めない。

[審査項目]

- ア 実施管理体制
 - ・事業を確実かつ効果的に実施できる体制が整っているか。
- イ 経費の妥当性
 - ・経費の積算は適切か。
- ウ 提案の全体像
 - ・事業の目的に沿っているか。
 - ・提案内容全体を通して齟齬がなく、実現可能性はあるか。
- エ 具体的な実施内容や方法
 - ・実施に伴う具体的な事項が盛り込まれているか。
 - ・効果的な実施が期待できるか。
 - (参加企業や実施高校との調整、内容の企画など)
- オ 実施スケジュール
 - ・現実的なスケジュールが設定されているか。
- カ 過去の実績
 - ・類似事業の実施実績など、提案内容の実施について十分な業務遂行能力があるか。

9 選考結果の通知と委託契約の締結

(1) 選考結果の通知等

選考結果は、採否を問わず全ての提案者に対して文書により通知する。なお、審査結果に関する質問は受け付けない。

(2) 委託契約の締結及び権利の帰属

- ア 選考後、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行い、改めて見積書を徴取し、その内容を精査した上で随意契約による委託契約を締結する。その際、協議内容に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。
- イ 委託契約は、地方自治法や青森県財務規則をはじめとする諸規程に基づいて締結する。
- ウ 本業務により制作された資料等に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条含む）、所有権等は、原則として委託料の支払いが完了した時に受注者から県に移転するとともに、委託事業の成果等は青森県に帰属する。

10 応募に関する質問

(1) 質問受付期限

令和 8 年 3 月 1 7 日（火） 1 7 時必着

(2) 質問方法

質問書（様式 4）に記入の上、下記の「12 問合せ・応募書類提出先」あて、

電子メールで提出すること。

原則、口頭（電話含む）による質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問書を提出した者あてに電子メールで回答する。

11 スケジュール（予定）

令和8年3月17日（火）	17時	質問受付期限
令和8年3月23日（月）	17時	企画提案書等の提出期限
令和8年3月25日（水）	以降	審査結果の通知
令和8年4月1日（水）	以降	契約締結

12 問合せ・応募書類提出先

青森県こども家庭部 若者定着還流促進課 県内定着促進グループ

所在地：〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号（県庁南棟4階）

電話：017-734-9398

E-mail：wakamono@pref.aomori.lg.jp